



Q

夫が労災で大きな障害が残りました。私も高齢となり健康に不安があらるので、在宅介護を続けています。入居条件は①労災保

険の年金受給者②傷病で入所介護をもらえるような施設はありますか。

A

労災保険事業の一環として、

労災保険の傷病(補償)年金、障害(補償)年金を受給している人を対象に、脊髄損傷、頭部外傷等の障害に応じた専門的介護を行う労災特別介護施設を全国に8カ所設置しています。

中国地方では広島労

災特別介護施設(ケアプラザ呉)が運営され

ています。

1〜3級③在宅介護が困難のいずれにも該当することです。

なお、60歳以上で障

高齢の重篤労災被災者の介護施設



害等級4級程度の人でも難しいと判断された在宅介護が困難な場合は入居を断ることは入居できるケースがあるようです。

しかしながら、入院加療が必要な人や感染性疾病等の人などのうち、施設での受け入れ

鳥取労働局労働基準部労災補償課 電話0857-29-1706